

No.	種別	支援名称	支援内容	実施（予定）日	担当課
1	罹災証明	罹災証明書	住家に係る罹災証明書の発行 受付時間：午前8時30分から午後5時15分 受付場所：役場3階総務課	令和7年8月12日（月曜日）から随時	総務課 0968-85-3111
2	給付	災害見舞金の支給	【災害見舞金】 玉東町住民が水、火災等（交通災害を除く）の災害に被災した場合、玉東町より見舞金を支給。水害は床上が支給対象。	被災した日から5日以内	福祉課 0968-85-3136
3	減免・猶予	各証明書の交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料免除 1. 印鑑証明書 2. 住民票記載事項証明書 3. 住民票 4. 印鑑登録証の交付 5. 所得証明書・所得課税証明書 6. 固定資産関係証明書（評価証明書、公課証明書、名寄帳） 7. 納税証明書 8. その他税証明書 ※災害等が原因で必要となった各種申請に必要な証明書等の手数料	罹災証明書受領後、随時	1～4について 町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243） 5～8について 税務課 0968-85-3184
4	減免・猶予	マイナンバーカードの再交付手数料の減免	災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、カードの再交付手数料免除	罹災証明書必要、随時	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）
5	減免・猶予	パスポート発給手数料の減免	パスポート発給手数料の減免	罹災証明書必要、随時	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）
6	減免・猶予	個人町民税の減免	所得により個人町民税を10分の1.25減免から全額免除 【被害の程度】住宅または家財の価格の10分の3以上の損害 【添付資料】罹災証明書（準半壊以上）の写し 家財の被災状況がわかる書類 保険金等の受領がある場合は保険金額等を証明する書類の写し	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184
7	減免・猶予	固定資産税の減免	災害を受けた固定資産の固定資産税を10分の4減免から全額免除 【被害の程度】資産の10分の2以上の損害 【添付資料】罹災証明書（半壊以上）の写し 資産の被災状況がわかる書類	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184
8	減免・猶予	国民健康保険税の減免	所得により国民健康保険税を8分の1減免から全額免除 【被害の程度】住宅または家財の価格の10分の3以上の損害 【添付資料】罹災証明書（準半壊以上）の写し 家財の被災状況がわかる書類 保険金等の受領がある場合は保険金額等を証明する書類の写し	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184

No.	種別	支援名称	支援内容	実施（予定）日	担当課								
9	減免・猶予	国民健康保険の窓口負担額の減免	国民健康保険の窓口負担について、支払いの猶予・免除または一部免除 (注)要件がありますので個別にご相談ください。 詳しくは国民健康保険の一部負担金減免制度について （ https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/kiji0031680/index.html ）をご確認ください。	減額及び免除が3カ月以内、徴収猶予が6カ月以内	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）								
10	減免・猶予	後期高齢者医療保険の負担額の減免	後期高齢者医療保険の窓口負担について、支払いの猶予・免除または一部 (注)要件がありますので個別にご相談ください。 申請期限：令和7年10月31日 詳しくは、熊本県後期高齢者医療広域連合ホームページ(https://www.kumamoto-kouikirengo.jp/post-r070810disaster.html)をご確認ください。	・り災証明書(コピー可) ・その他預貯金等申請書等複数要	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）								
11	減免・猶予	町税の徴収猶予	原則として1年以内の期間で徴収を猶予 【添付資料】 罹災証明書の写し、収入や財産の状況がわかる書類	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184								
12	減免・猶予	後期高齢者医療保険料の減免	所得により後期高齢者医療保険料を8分の1減免から全額免除 【被害の程度】 住宅または家財の価格の10分の3以上の損害 【添付資料】 罹災証明書（準半壊以上）の写し 家財の被災状況がわかる書類 保険金等の受領がある場合は保険金額等を証明する書類の写し	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184								
13	減免・猶予	介護保険料の減免	所得により介護保険料を6ヶ月分免除 【被害の程度】 住宅または家財の価格の10分の3以上の損害 【添付資料】 罹災証明書（準半壊以上）の写し 家財の被災状況がわかる書類 保険金等の受領がある場合は保険金額等を証明する書類の写し	令和8年3月31日まで	税務課 0968-85-3184								
14	減免・猶予	国民年金保険料の免除	被害状況により年金保険料納付を免除	罹災証明書受領後から令和9年8月31日（火曜日）	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）								
15	減免・猶予	学生の国民年金保険料納付特例	学生で納付が困難な方に対し、年金保険料納付の猶予	罹災証明書受領後から令和9年8月31日（火曜日）	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）								
16	減免・猶予	介護サービス利用料の減免	被害状況により介護サービス利用料を減免 <table><tr><td>【被害程度】</td><td>【減免割合】</td></tr><tr><td>全壊</td><td>100/100</td></tr><tr><td>大規模半壊～半壊</td><td>97/100（負担割合10％を3％に減額）</td></tr><tr><td>準半壊～床上浸水</td><td>95/100（負担割合10％を5％に減額）</td></tr></table> 【添付書類】 罹災証明書の写し	【被害程度】	【減免割合】	全壊	100/100	大規模半壊～半壊	97/100（負担割合10％を3％に減額）	準半壊～床上浸水	95/100（負担割合10％を5％に減額）	罹災証明書受領後、随時	福祉課 0968-85-3136
【被害程度】	【減免割合】												
全壊	100/100												
大規模半壊～半壊	97/100（負担割合10％を3％に減額）												
準半壊～床上浸水	95/100（負担割合10％を5％に減額）												

No.	種別	支援名称	支援内容	実施（予定）日	担当課
17	現物給付	被災住宅の応急修理	1及び2に該当する世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行う。 1. 災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者（半壊、中規模半壊世帯） 2. 災害のため大規模な修理を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊したもの（大規模半壊世帯）	・福祉課窓口で随時受付 災害発生日より１年以内に修理を完了。	福祉課 0968-85-3136
18	現物給付	応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の提供	災害により住居が半壊以上の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供する。	罹災証明書受領後、随時	福祉課 0968-85-3136
19	現物支給	消毒液の配布	家屋等の消毒が必要な方に消毒液500mlを無料配布	罹災証明書や被災証明書必要、随時	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）
20	その他	災害ごみの処理方法について	災害ごみの搬入 ○東部環境センター 9月1日(月曜日)から10月10日（金曜日）の平日 9時00分から16時00分 ※東部環境センターで持ち込めない災害ごみがあります。詳しくはゴミ出しカレンダーまたは玉東町ホームページをご確認ください。持ち込めない災害ゴミがある場合は、町民生活課へご相談ください。ホームページURLです。 https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/kiji0031683/	罹災証明書や被災証明書必要、開設中	町民生活課 0968-85-3183（内線2241から2243）